

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定（特定都市河川浸水被害対策法第11条又は下水道法第25条の10に規定）を受けた者が、当該認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設。</p> <p>・特例措置の内容 改正特定都市河川浸水被害対策法や改正下水道法に基づく認定計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を、3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする現行の特例措置の適用期限を3年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条第42項、同法施行規則附則第6条第81項、第82項 特定都市河川浸水被害対策法第11条、下水道法第25条の10</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ( 0.4 ) [平年度] ( 4.1 ) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 近年、水災害による甚大な被害が全国各地で発生しており、今後、気候変動による更なる降雨量の増大に伴い水災害の頻発化・激甚化が見込まれる。 これに対し、国、都道府県、市町村、民間事業者、住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。 具体的には、河川氾濫や内水氾濫をできるだけ防ぐため、河川及び下水道整備を一層強力に推進するとともに、河川や下水道の整備などの地方公共団体の取組のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域(1)及び浸水被害対策区域(2)においては、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備等により、河川や下水道の雨水の流出を抑制することが重要である。 1 特定都市河川浸水被害対策法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川の流域 2 下水道法に基づき公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域</p> <p>(2) 施策の必要性 近年の気候変動による降雨量の増大等がもたらす水害への対策には、河川管理者、下水道管理者のみならず、民間事業者等や流域住民等と連携した雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進が必要である。 民間事業者等が都道府県等の認定を受けて整備する雨水貯留浸透施設についても、公共用水域への雨水流出を抑制し、浸水被害から国民の生命、身体及び財産を保護する機能を有するものであり、その整備を促進していく必要があるが、維持管理を含めて大きな負担が伴うため、本特例措置により民間事業者等の負担を軽減することが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）  第 3 章 我が国を取り巻く環境変化への対応  2．防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興  将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水...（中略）...等の「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、...（中略）...に加え、...（中略）...を新たな施策の柱とし、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限いかす。</p> <p>社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）  第 3 章 計画期間における重点目標、事業の概要  1．重点目標 1：防災・減災が主流となる社会の実現  1-1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進  国民の安全・安心を確保するため、関連法制等に基づき、国、都道府県、市町村、地域の企業、住民など、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める。</p> <p>国土交通省政策評価基本計画（令和 4 年 3 月）  政策目標 水害等災害による被害の軽減  政策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>水循環基本計画（一部見直し）（令和 4 年 6 月 21 日閣議決定）  第 2 部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策  3 貯留・涵養機能の維持及び向上  （2）河川等  市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増加に加え、近年の水害の頻発化・激甚化に対応するため、洪水や雨水を河川や下水道で安全に流下させる対策を加速するとともに、沿川の低い土地や霞堤の保全等による流域の持つ貯留・遊水機能や雨水貯留浸透施設の整備等による流域の持つ保水・貯留機能を確保し、多層的な治水対策を流域治水の一環として推進する。</p> <p>○令和 5（2023）年度国土交通省事後評価実施計画  政策目標 4 水害等災害による被害の軽減  施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する  参考指標 40 あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数  参考指標 54 ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数</p>
	政策の達成目標	<p>あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数  536（R01） 約 960（R08）</p> <p>ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数  約 170 地区（R01） 約 205 地区（R08）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。

	政策目標の達成状況	あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数 R01年：536 R02年：663 R03年：686  ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 R01年：約170地区 R02年：約175地区 R03年：約180地区
有効性	要望の措置の適用見込み	特定都市河川の指定促進等による雨水貯留浸透施設の整備促進にあわせ、令和6年度から令和8年度で20件の適用を見込んでいる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	上記政策目標は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、雨水貯留浸透施設の設置を促進する本特例措置の効果は、それらの達成に寄与するものである。 気候変動による降雨量の増加等における水害による被害を軽減していくためには、河川管理者、下水道管理者のみならず事業者や流域住民等と連携しながら流域対策を確実に推進していくことが必要であり、そのためには本特例措置による支援が非常に有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特定都市河川浸水被害対策推進事業 (令和6年度予算概算要求額：4,735百万円(特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助)の内数) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく計画認定制度により、認定を受けた民間事業者等への施設整備費用を支援し、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とした事業。当該事業により施設整備費用を支援するとともに、本特例措置により、民間事業者等に対し、施設設置のインセンティブの付与及び設置後の維持管理費の負担軽減を行うことが必要である。 官民連携浸水対策下水道事業 (令和6年度予算概算要求額：79,407百万円(下水道防災事業費補助)の内数) 下水道法に基づく計画認定制度により、認定を受けた民間事業者等への施設整備費用を支援し、都市の浸水安全度の向上をより一層推進することを目的とした事業。当該事業により施設整備費用を支援するとともに、本特例措置により、民間事業者等に対し、施設設置のインセンティブの付与及び設置後の維持管理費の負担軽減を行うことが必要である。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	施設の設置を支援する上記予算措置に加えて、本特例措置により維持管理費を軽減することによって、民間事業者等による対策を促進していくものである。
	要望の措置の妥当性	本施策は、気候変動による降水量の増加に対応するため、これまで主として地方公共団体が行ってきた雨水貯留浸透施設の整備を、一部、民間事業者等と協働しながら進めていくものである。雨水貯留浸透施設の設置・管理は、民間事業者等に負担が生じるため、施策の推進にあたっては本特例措置により、維持管理費を軽減する必要がある。 本特例措置の適用を受けるためには、河川管理者及び流域自治体や、民間事業者による法定手続きを経る必要があり、令和3年度に本特例措置が創設されてからこれまで適用に至っていないところであったが、令和5年度末には本特例措置の適用の前提となる「雨水貯留浸透施設整備計画」が2件認定される見込みである。 また、本特例措置の適用にあたっては、特定都市河川又は浸水被害対策区域の指定が必要となるが、このうち特定都市河川については、令和4年度には実務者の手引きとなる「特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」を公表し、令和5年度からは各地方整備局の

		<p>河川事務所等において流域治水課を順次設置するなど、特定都市河川の指定や雨水貯留浸透施設の整備に向けた準備を進めているところであり、これらの効果として令和6年度に18河川の指定がなされ、次年度以降もさらに指定が進む見込みである。また、浸水被害対策区域については、現在、横浜市と藤沢市で指定されており、その他にも具体的な地区を想定し検討している自治体があるため、次年度以降も浸水被害対策区域の指定が進む見込みである。</p> <p>以上を踏まえ、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進するためには、本特例措置の存置が必要である。</p>
--	--	---

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="539 235 1369 394"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数 (件)</th> <th>減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】: 令和4年10月17日付事務連絡「特定都市河川浸水被害対策法の運用等の状況について(調査依頼)」(国土交通省水管理・国土保全局治水課実施の調査) 令和5年4月20日付事務連絡「社会資本整備重点計画の指標等に関する調書の作成について(依頼)」(国土交通省水管理・国土保全局下水道部実施の調査)</p>	年度	適用件数 (件)	減収額 (百万円)	令和3年度	0	0	令和4年度	0	0
年度	適用件数 (件)	減収額 (百万円)								
令和3年度	0	0								
令和4年度	0	0								
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額の種類 : 課税標準(固定資産の価格) 適用実績(千円): 令和3年度 0</p>									
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>令和3年11月に本特例措置を創設して以降、現時点では適用に至っていないが、令和5年度末には本特例措置の適用の前提となる「雨水貯留浸透施設整備計画」が2件認定されることが見込まれるなど、特定都市河川流域や浸水被害対策区域における民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備が促進され、流域対策に取り組む市町村数やハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数が増える見込みがある。</p>									
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域に関わる関係者が主体的に取り組む社会を構築するとともに、降雨量の増加を考慮し、関係者で分担した治水計画を策定することで20~30年間で地域毎に設定する降雨による浸水被害を防止することを目標とする。</p>									
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>国、流域自治体、企業等が協同し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像をまとめた流域プロジェクトを、一級水系(109水系)、二級水系(約400水系)で策定・公表</p>									
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和3年度 創設</p>									